

消防庁告示第四号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十六条第四項の規定に基づき、消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和四十六年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月十九日

消防庁長官 石井 隆一

第十一条中「消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年三月十八日消防庁告示第一号）に基づいて」を「消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）を勘案して」に改める。

第十五条中「原則として」を「特別の事由がない限り、」に改める。

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。